

<指定基準比較表>

資料 2

基準項目	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
基本方針	通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。	訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものである。
介護予防	要支援 1、2 も利用可能	要介護 1 以上のみ、 要支援は利用不可
代表者	①介護施設等での勤務経験、若しくは認知症高齢者の介護経験 ②保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験 ③「認知症対応型サービス事業開設者研修」修了者	←① ←② ←③ ④ 保健師若しくは看護師
管理者	①常勤専従 1（兼務可） ②3 年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有すること ③「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者	←① ←② ←③ ④ 保健師若しくは看護師
介護従業者	ア 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ①常勤換算で、通いサービスの利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上（3 : 1 以上） ②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を 1 以上 【夜間及び深夜の時間帯】 ①夜勤に当たる介護従業者を 1 以上 ②宿直勤務に当たる介護従業者を 1 以上 イ 介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤でなければならない ウ 介護従業者のうち 1 以上の者は、看護職員（看護師、准看護師）でなければならない	ア 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ←① ②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を 2 以上 ※ 1 以上は保健師・看護師・准看護師 【夜間及び深夜の時間帯】 ←① ←② イ 介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤の 保健師または看護師 でなければならない。 ウ 介護従業者のうち 2.5 以上 の者は、看護職員でなければならない。

基準項目	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	①専従1（兼務可） ②「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」修了者	←
登録定員	29人以下	←
通いサービスの利用定員	①登録定員の2分の1から18人までの範囲内 ②登録者のみ利用可能	←
宿泊サービスの利用定員	①通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲内 ②登録者のみ利用可能	←
訪問サービス	登録者のみ利用可能	← ※ <u>訪問看護あり</u>
具体的取扱い方針	※省略	①通常の小規模多機能型居宅介護の具体的取扱い方針に加え、 <u>看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）</u> を主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 ②看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。 ③特殊な看護等については、これを行ってはならない。
主治医との連携	特に規定なし	①主治の医師の指示に基づき適切な <u>看護サービス</u> が提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 ② <u>看護サービス</u> の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ③主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、 <u>看護サービス</u> の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。